

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-3 長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる	事業群主管所属・課(室)長名	こども政策局 こども家庭課	平川 顕作
施策名	1 結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援	事業群関係課(室)	医療政策課、住宅課	
事業群名	③ 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援③	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額 4,238,583	

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)</p> <p>安心して希望する妊娠・出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置促進等による妊娠から子育て期までの包括的な支援に取り組むとともに、不妊治療費助成等による妊娠・出産への支援、保育の受け皿整備や保育人材の確保等による幼児教育・保育の充実、放課後児童クラブの量・質の確保等による地域の子育て支援、医療費助成等による子育て家庭の負担軽減に取り組みます。</p>	<p>(取組項目)</p> <p>【妊娠期から子育て期までの包括的な支援】</p> <p>i) 市町における子育て世代包括支援センターの設置支援</p> <p>【妊娠・出産への支援】</p> <p>ii) 不妊に関する相談や不妊治療に対する助成</p> <p>iii) 周産期医療に携わる人材の育成・確保対策</p> <p>iv) 周産期から小児まで継続性のある医療支援</p> <p>v) 乳幼児健診、産後ケア、産婦健診など母子保健事業の推進</p> <p>vi) 新生児に対する疾病や障害の早期発見</p> <p>【子育て家庭の負担軽減】</p> <p>vii) 現物給付等による医療費助成</p> <p>viii) 子育て世代への住宅支援</p>
---	--

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	子育て世代包括支援センター設置市町数(累計)	目標値①			21市町					
実績値②		4市町(H30)		21市町					進捗状況	
達成率②/①				100%					達成	
保育所等待機児童数	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	
	目標値①			0人	0人	0人	0人	0人	0人(R7)	
	実績値②	70人(R元)		0人					進捗状況	
		達成率②/①		100%					順調	

(進捗状況の分析)

令和3年度の子育て世代包括支援センターの設置市町数は、累計21市町であった。今後は、産後ケアの実施などによるセンター機能の強化や、人材育成等を行っていく。

各市町が策定する新子育て安心プランに基づき、安心こども基金や国の認定こども園施設整備交付金を活用した保育所・認定こども園の施設整備による保育の定員増に取り組み、令和3年の待機児童数は令和2年に引き続き0人となり、目標を達成した。

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R2目標	R2実績		達成率
				R3実績					R3目標	R3実績		
				R4計画	R4目標	R4実績						
事業実施の根拠法令等				事業実施の根拠法令等								
事業期間				法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象					
所管課(室)名												
取組項目 i v	○	1	健やか親子サポート事業 (妊娠・出産包括支援推進事業)	84	42	392	市町が子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産包括支援事業(産後ケア事業、産前産後サポート事業)を実施する体制を整備するために、連絡調整会議の開催や市町保健師等の専門職への研修を実施した。	【活動指標】	数値目標なし	1	—	●事業の成果 ・子育て世代包括支援センター職員の資質向上を図ることで、センターの機能強化が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・未実施市町への情報提供、市町担当者への研修等により、子育て世代包括支援センターの全市町への設置及びセンターの機能強化、支援体制の構築に寄与した。
				52	26	390		子育て世代包括支援センターに係る研修会開催(回)	1	1	100%	
				375	188	384		母子保健医療対策総合支援事業実施要綱	【成果指標】	数値目標なし	17	
			H28-			母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		子育て世代包括支援センター設置市町数(市町)	21	21	100%	
こども家庭課				—	—	—	市町					
取組項目 ii	○	2	特定不妊治療費助成事業費	99,835	53,824	2,347	高額な費用を要する配偶者間の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成した。	【活動指標】	1,024	1,055	103%	●事業の成果 ・WEBサイト等を通じ、不妊の定義等についての周知を図る取組みを進めることで、相談件数が増加した。また、治療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・経済的な問題等により不妊治療を開始または継続できない夫婦に対し、治療を受けやすい環境を提供した。
				246,293	11,494	2,337		相談件数(件)	1,055	1,281	121%	
				79,119	175	2,304		【成果指標】	607	553	91%	
			H16-			母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		助成組数(長崎市及び佐世保市を除く)(組)	553	765	138%	
こども家庭課				—	—	—	特定不妊治療を受けた夫婦	174				
取組項目 iii	○	3	周産期医療確保対策事業費	82,768	15,561	783	周産期母子医療センターの安定的な医師確保等を図るため、人件費等運営費について補助を行った。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・周産期母子医療センターのNICU(新生児集中治療管理室)病床の確保により、出産環境の確保を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・周産期母子医療センターに人件費、運営費等の補助を行うことによって、安全に出産できる環境の確保に寄与した。
				76,334	11,279	779		補助医療機関数(機関)	3	3	100%	
				132,667	21,944	768		【成果指標】	数値目標なし	8,834	—	
			H22-			医療法		NICU延患者数(人)	数値目標なし	9,275	—	
医療政策課				—	—	—	医療機関	数値目標なし				
取組項目 iii	○	4	小児周産期医療確保推進事業費(医療介護基金)	24,024	0	2,349	夜間や休日の小児の急な病気やケガなどの相談に応じる「小児救急電話相談」を設置し、子育て支援や救急医療の負担軽減を図るほか、地域の産科の人材育成を図った。	【活動指標】	12,921	8,760	67%	●事業の成果 ・看護師等による電話相談等で保護者の不安軽減と小児救急医療機関の負担軽減が図られた。また、高度医療を担う病院からの早期転院受け入れを可能にするため、研修等を実施し、地域の産科の人材育成を行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「小児救急電話相談」の設置等により、安全な出産、子育てができる環境の整備に寄与した。
				23,977	0	2,337		相談件数(件)	8,760	8,288	94%	
				36,080	0	2,304		【成果指標】	2,896	1,613	55%	
			H20-			医療介護総合確保促進法		翌日診療時間内に受診するよう勧奨した件数(件)	1,613	1,565	97%	
医療政策課				—	—	—	小児の保護者等	1,565				
取組項目 iv	○	5	周産期医療体制整備等事業費(医療介護基金)	2,324	0	2,349	成人在宅医・小児科医・福祉機関・行政関係者等による勉強会、小児在宅医療人材研修会、訪問看護師・周産期母子医療センター看護師研修会、在宅移行支援者会議を開催すると共に、県内医療的ケア児の実態調査を実施した。	【活動指標】	9	6	66%	●事業の成果 ・医師、看護師等職員を対象に研修会等を実施し、小児在宅医療に係る人材育成や体制強化を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・在宅等における療養体制を整備することにより、安全な出産、子育てができる環境の整備に寄与した。
				2,413	0	2,337		症例検討会等の開催回数(回)	9	11	122%	
				2,000	0	2,304		【成果指標】	2	6	33%	
			H28-			医療介護総合確保促進法		総合周産期母子医療センターの満床による受入れ不可能件数(件)	6	20	30%	
医療政策課				—	—	—	医療機関	20				

取組項目 v	6	乳児家庭全戸訪問事業	10,195	10,195	782	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行う市町に対して補助を行った。	【活動指標】 訪問件数(件)	数値目標なし	8,074	—	●事業の成果 ・全戸訪問の実施により、乳児を養育する家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・原則全ての乳児のいる家庭を訪問し、相談・助言を行ったことで、子ども・子育ての養育環境の向上に寄与した。
			10,280	10,280	779			数値目標なし	7,672	—	
			11,252	11,252	768			数値目標なし			
		子ども・子育て支援法第59条			H25-			子ども家庭課	○	○	
○	○	—	市町	—		—	—				
取組項目 vi	8	新生児聴覚検査機器整備事業				聴覚検査機器(自動ABR)を所有していない小規模の産科医療機関が聴覚検査機器(自動ABR)購入の際の経費について補助を行った。(5機関)	【活動指標】 補助医療機関数(累積)				●事業の成果 ・精度の高い聴覚検査機器を使用することにより、聴覚障害児の早期発見・早期治療に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・小規模な産科医療機関へ精度の高い聴覚検査機器の購入費を補助したことで、検査機器の整備が図られ、聴覚障害児の発見に寄与した。
			6,960	3,480	779			5	5	100%	
			4,176	2,088	768			8			
		子ども・子育て支援法第59条			R3-5			子ども家庭課	—	—	
—	—	—	市町	100							
取組項目 vii	9	福祉医療費助成費	811,693	811,693	2,347	市町が行う乳幼児・母子家庭等の医療費の助成に対する補助を行い、乳幼児等の健康保持と経済的負担の軽減を図った。	【活動指標】 乳幼児支給件数(件)	数値目標なし	849,836	—	●事業の成果 ・市町が行う医療費の助成に対し補助を実施し、乳幼児、ひとり親等の健康維持と経済的負担の軽減に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・乳幼児、ひとり親等の福祉医療費を補助したことで、健康維持と経済的負担の軽減が図られ、子育て支援対策の充実に寄与した。
			929,047	929,047	2,337			数値目標なし	914,519	—	
			984,550	984,550	2,304			数値目標なし			
		福祉医療費補助金実施要綱			S49-			子ども家庭課	—	—	
—	—	—	市町	—		—	—				
取組項目 viii	11	子育て応援住宅支援事業	15,228	8,376	2,658	多子世帯や新たに3世代で同居・近居するための改修工事又は中古住宅取得に要する経費の一部を助成することで、安心して子どもを産み育てることのできる居住環境の整備を図った。	【活動指標】 事業実施市町数(市町)	20	20	100%	●事業の成果 ・「3世代同居・近居世帯」に加え、「多子世帯」への支援件数も順調に増加し、安心して子どもを産み育てることのできる居住環境の形成につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・子育て世帯と親世帯の同居・近居を支援することで、安心して暮らしやすい環境の形成に寄与した。
			13,793	8,835	2,594			20	20	100%	
		(R3終了)R元-3			R元-3			住宅課	—	—	
—	—	—	市町	100		75	75%				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 市町における子育て世代包括支援センターの設置支援</p> <p>v 乳幼児健診、産後ケア、産婦健診など母子保健事業の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠中から産後まで切れ目ない支援が展開するための体制は整いつつあるが、産後ケアの事業の実施状況については市町間で差がみられる。また、令和6年度以降子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点と両方の機能を併せ持つ子ども家庭センターの設置が求められる。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町間の差を解消しどの市町においても切れ目ない支援が受けられるよう引き続き市町担当への研修の実施、情報提供、市町間の情報共有を行い、子育て世代包括支援センターの機能強化を図る。子ども家庭センターの設置に向け、児童福祉部門と共同で情報提供を行っていく。
<p>ii 不妊に関する相談や不妊治療に対する助成</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費が令和4年度から保険適用となり、不妊治療を検討する方が増加していくことが想定されるため、さらなる情報提供や相談体制の充実強化が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを望む夫婦が、より出産に至る確率が高い時期に適切な治療を開始し出産を迎えることができるよう、引き続き不妊に関する知識等の普及啓発を行っていく必要がある。 ・相談体制の充実強化のため、不妊専門相談センターの相談員の資質向上に努めるとともに、民間委託によるLINE相談を継続して実施する。
<p>iii 周産期医療に携わる人材の育成・確保対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減少する出生数に対し、晩婚化、出産年齢の高齢化、医学の進歩等を背景にNICUの患者数は減少せず、僅かに増加傾向(R2:8,834人、R3:9,275人)にある。一方で、NICUは設備・人材を含めた環境整備が不可欠で赤字にもなりやすく、死亡・訴訟リスクも高いため、医療機関は病床設置を敬遠する傾向にある。 ・小児救急電話相談の「相談件数」及び「翌日診療時間内の受診勧奨件数(当時時間外受診回避件数)」は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うコロナ専用電話相談センター設置による感冒症状相談の減、屋外活動の制限等による外傷相談の減等で過去2年間の実績は減少している。地域産科人材育成に係る研修はコロナ流行に伴い実施回数の減や研修手法の見直しが必要となった。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NICU病床を維持・拡充するため、引き続き病床数や実績に応じた赤字医療機関への財政支援が必要。 ・コロナ専用電話相談は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による有限措置につき、引き続き相談体制の確保が必要。また、研修についても流行状況を見ながら引き続き開催し、技術習得に努める必要がある。
<p>iv 周産期から小児まで継続性のある医療支援</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医ケアに関わる医師・福祉機関・行政関係者等の人材育成研修や会議の開催回数はコロナの影響を受け若干減少したが、新たに県内医療的ケア児実態調査を実施する等、在宅移行の状況把握等に努めた。なお、医療的ケア児の円滑な在宅移行を評価する相対指標「総合周産期母子医療センターの満床による受入れ不可能件数(件)」については、コロナ禍、医療的ケア児以外の「新生児外科症例」が長崎大学病院等に集中したことで新規受入不可件数が増加した。ただし、受入不可患者については、県内周産期母子医療センター間の連携により、他のセンターで受入れてきており、県外搬送事例は発生していない。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に係る研修や会議は継続が必要だが、R4の医ケア法施行に伴い県が開設する「医ケア児支援センター」と連携した取り組みが必要。 ・「総合周産期母子医療センター満床による受入れ不可能件数(件)」が増加傾向にあり、NICUの増床に向けた検討が必要。
<p>vi 新生児に対する疾病や障害の早期発見</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全産科医療機関において新生児聴覚スクリーニング検査を実施しているが、機器によっては一部の聴覚検査の発見が難しい場合があるため、すべての新生児に対し、国等が推奨する精度の高い機器の使用を促進し、聴覚障害児の早期発見・早期治療が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの産科医療機関においても同じ精度の検査が提供できる体制を整備するため、聴覚検査機器(自動ABR)の購入費の補助を継続する。
<p>vii 現物給付等による医療費助成</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の医療機関での窓口負担が軽減され、安心して受診することができる環境が整えられるとともに、経済的負担の軽減により、子育て家庭の支援につながっているため、継続して実施する必要がある。 ・子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、さらなる子育て支援施策の充実・強化が必要であり、子どもの医療費助成制度についても助成制度の充実が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して受診できる環境を整えるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実する観点から、制度を維持継続していく。 ・子どもの医療費助成制度については、実施主体となる市町と十分な協議を行い、財政状況も勘案しながら制度創設に向けて検討する。

viii 子育て世代への住宅支援	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3人以上の子供がいる多子世帯」に対する補助件数は増加しており、順調に制度が活用されている。 ・しかし、特に離島半島部で事業件数が伸び悩み、目標件数100件には及ばなかった。 ・3世代同居・近居については、県下全域において、順調に制度が活用されている。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の実績やアンケート結果等を踏まえ、離島半島部で多子世帯の実績が伸びていないという課題を把握した上で事業の見直しを行い、これまでの多子世帯及び3世代同居・近居に加え、新たに職住近接、育住近接となる中古住宅の取得等を支援する新規事業を創設した。

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和4年度事業の実施にあたり見直し内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「―」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i v	○	1	健やか親子サポート事業 (妊娠・出産包括支援推進事業)		—	—	全ての市町における子育て世代包括支援センターの機能強化や妊娠・出産包括支援事業(産後ケア事業、産前産後サポート事業)を実施する体制の整備に向け、市町に対する情報提供や専門職への研修を継続して実施する。児童福祉との一体的な相談体制の整備に向け適宜情報提供を行っていく。	現状維持
			H28-					
			こども家庭課					
取組項目 ii	○	2	特定不妊治療費助成事業費		不妊治療費が令和4年4月1日から保険適用となったことにより、従来の助成制度は終了となったが、年度をまたぐ治療費について、1回限り助成を行っている。	⑨	令和4年4月1日から保険適用となったことにより、本制度における不妊治療費の助成は終了となる。 今後、不妊治療の保険適用等の状況を見ながら、必要な支援を検討していく。	縮小
			H16-					
			こども家庭課					
取組項目 iii	○	3	周産期医療確保対策事業費		—	—	本事業は、周産期母子医療センターの安定的な医師確保等を図るため、人件費等運営費について補助を行うものであり、令和5年度も継続して実施する。	現状維持
			H22-					
			医療政策課					
取組項目 iii	○	4	小児周産期医療確保推進事業費(医療介護基金)		—	—	本事業は、夜間や休日の小児の急な病気やケガなどの相談に応じる小児救急電話相談を設置し、子育て支援や救急医療の負担軽減を図るものであり、令和5年度も継続して実施する。	現状維持
			H20-					
			医療政策課					
取組項目 iv	○	5	周産期医療体制整備等事業費(医療介護基金)		医師向け研修や連携会議については、R4の医ケア法施行に伴い、県が開設する「医ケア児支援センター」と連携した取り組みが行えるよう、同センター所管の障害福祉課に事業を移管。看護師研修のみ当課で継続して実施する。	—	医師向け研修及び連携会議については、R4事業分から、医ケア法の施行を機に「医ケア児支援センター」と一体的な取り組みが実施できるよう障害福祉課へ移管した。 看護師研修は県看護協会と連携した取り組みが必要なため、引き続き当課で行い、課題解決に向けた取り組みを行う。	現状維持
			H28-					
			医療政策課					
取組項目 vi	○	8	新生児聴覚検査機器整備事業		聴覚障害の早期発見・早期治療の推進を図るため、機器を所有していない小規模の産科医療機関へ精度の高い聴覚検査機器(自動ABR)の購入費補助を行う。	③	引続き、聴覚障害の早期発見・早期治療の推進を図るため、精度の高い聴覚検査機器(自動ABR)の購入費補助を行う。	縮小
			R3-5					
			こども家庭課					

取組 項目 vii	○	9	福祉医療費助成費	—	⑤	子育て世代の経済的負担軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境を整え、子育て支援を充実する観点から市町や関係機関と協力しながら制度維持を図っていく。なお、子どもの医療費助成については市町と協議の上、制度構築を図っていく。	拡充	
			S49-					
			こども家庭課					
		10		児童手当給付費	—	—	児童手当法に基づき引き続き実施していく。	現状維持
				S47-				
				こども家庭課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点